

小諸市国民保護計画

(令和5年7月変更)

新 旧 対 照 表

小諸市国民保護計画新旧対照表

該当ページ 該当箇所	新（令和5年7月修正案）	旧（平成19年5月作成）	変更理由																				
1 ページ 第1編第1章2	<p>市国民保護計画は、以下の各編により構成する。</p> <p>第1編 総論</p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4編 復旧等</p> <p>第5編 緊急対処事態における対処</p> <p><u>資料編</u></p>	<p>市国民保護計画は、以下の各編により構成する。</p> <p>第1編 総論</p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4編 復旧等</p> <p>第5編 緊急対処事態における対処</p> <p><u>なお、資料については、別途資料編を作成する。</u></p>	関係機関連絡先、各種データ、規定等を掲載																				
8 ページ 第1編第3章2	<p>(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関の名称</th> <th style="text-align: center;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害研究機関</td> <td>1 武力攻撃災害に関する指導、助言等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>郵便事業を営む者</u></td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	(略)	(略)	<u>郵便事業を営む者</u>	1 郵便の確保	(略)	(略)	<p>(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関の名称</th> <th style="text-align: center;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害研究機関</td> <td>1 武力攻撃災害に関する指導、助言等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>日本郵政公社</u></td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	(略)	(略)	<u>日本郵政公社</u>	1 郵便の確保	(略)	(略)	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
機関の名称	事務又は業務の大綱																						
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等																						
(略)	(略)																						
<u>郵便事業を営む者</u>	1 郵便の確保																						
(略)	(略)																						
機関の名称	事務又は業務の大綱																						
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等																						
(略)	(略)																						
<u>日本郵政公社</u>	1 郵便の確保																						
(略)	(略)																						
9 ページ 第1編第4章1	<p>(1) 位置及び面積</p> <p>小諸市は、長野県の東部に位置し、東西 12.8 km、南北 15.4 km の広がりを持ち、面積は <u>98.55</u>km² で、東は御代田町に、西は東御市に、南は佐久市に、北は群馬県嬬恋村の2市1町1村に接している。</p>	<p>(1) 位置及び面積</p> <p>小諸市は、長野県の東部に位置し、東西 12.8 km、南北 15.4 km の広がりを持ち、面積は <u>98.66</u>km² で、東は御代田町に、西は東御市に、南は佐久市に、北は群馬県嬬恋村の2市1町1村に接している。</p>	時点修正																				

小諸市国民保護計画新旧対照表

	面積	東西	南北	市役所 所在地 (小諸市相生町三丁目3番3号)			面積	東西	南北	市役所 所在地 (小諸市相生町三丁目3番3号)			
				東 経	北 緯	海 抜				東 経		北 緯	海 抜
	98.55 km ²	12.8 km	15.4 km	138° 25′ 45″	36° 19′ 26″	679.995m	98.66 km ²	12.8 km	15.4 km	138° 25′ 45″	36° 19′ 26″	679.9m	
9 ページ 第1編第4章1	<p>(2) 地 形</p> <p>市南西部を東西に千曲川が流れ、千曲川右岸は、北東部の浅間山(2,568m)、黒斑山(2,404m)、高峰山(2,106m)などの浅間連峰から南向きの傾斜地が広がり、浅間山麓に源を發する繰矢川、蛇堀川、中沢川、栃木川、深沢川などが千曲川に流れ込んでいる。千曲川左岸は、標高700~800mの御牧ヶ原台地の東端部を形成し、台地上には多くの灌漑用のため池がある。</p> <p>(略)</p>					<p>(2) 地 形</p> <p>市南西部を東西に千曲川が流れ、千曲川右岸は、北東部の浅間山(2,568m)、黒斑山(2,414m)、高峰山(2,092m)などの浅間連峰から南向きの傾斜地が広がり、浅間山麓に源を發する繰矢川、蛇堀川、中沢川、栃木川、深沢川などが千曲川に流れ込んでいる。千曲川左岸は、標高700~800mの御牧ヶ原台地の東端部を形成し、台地には多くの灌漑用のため池がある。</p> <p>(略)</p>					時点修正		
9 ページ 第1編第4章1	<p>(3) 気 候</p> <p>小諸市は、気温差が大きい内陸特有の気候であり、最高気温は37℃前後、最低気温-11℃前後で、令和4年の平均気温は11.3℃となっている。晴天率が高く、年間降水量は800mm前後で、全国的にも少雨域に属している。積雪も、山間地以外の地域では少ない。</p>					<p>(3) 気 候</p> <p>小諸市は、気温差が大きい内陸特有の気候であり、最高気温は34℃前後、最低気温-12℃前後で、平成18年の平均気温は10.8℃となっている。晴天率が高く、年間降水量は1,000mm前後で、全国的にも少雨域に属している。積雪も、山間地以外の地域では少ない。</p>					時点修正		

小諸市国民保護計画新旧対照表

	気候（ <u>令和4</u> 年）（小諸消防署）					気候（ <u>平成18</u> 年）（小諸消防署）					
	平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度	年間降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度	年間降水量	
	<u>11.3</u> ℃	<u>36.6</u> ℃	<u>-11.1</u> ℃	<u>76</u> %	<u>768.0</u> mm	<u>10.8</u> ℃	<u>34.4</u> ℃	<u>-12.5</u> ℃	<u>79</u> %	<u>1,074.0</u> mm	
10 ページ 第1編第4章2	(1) 人口 <u>令和4</u> 年10月1日現在で <u>41,649</u> 人（住民基本台帳）であり、近年は微減傾向にある。 （略） ※「地区別人口及び世帯数」「人口及び世帯数の推移」「年齢3区分別人口」については、資料編を参照。					(1) 人口 <u>平成18</u> 年10月1日現在で <u>44,523</u> 人（住民基本台帳）であり、近年は微減傾向にある。 （略） ※「地区別人口及び世帯数」「人口及び世帯数の推移」「年齢 <u>3</u> 別区分別人口」については、資料編を参照。					時点修正
10 ページから11 ページ 第1編第4章2	(2) 道路の位置等 道路は、小諸インターチェンジを有する上信越自動車道のほか、国道2路線、主要地方道 <u>4</u> 路線、一般県道6路線が走っており、防災上の緊急輸送路線となっている。 また、上記路線のほか、市道の緊急輸送路線として <u>チェリーパークライン(0106号線)</u> をはじめとする市道 <u>18</u> 路線が走っている。 市内主要道路一覧表（緊急輸送路線）					(2) 道路の位置等 道路は、小諸インターチェンジを有する上信越自動車道のほか、国道2路線、主要地方道 <u>3</u> 路線、一般県道6路線が走っており、防災上の緊急輸送路線となっている。 また、上記路線のほか、市道の緊急輸送路線として <u>浅間サンライン(市道0104号線)</u> をはじめとする市道 <u>15</u> 路線が走っている。 市内主要道路一覧表（緊急輸送路線）					時点修正
	国	道	18号	御代田町境～東御町境		国	道	18号	御代田町境～東御町境		
			141号	西原R18号交点～四ツ谷交点				141号	西原R18号交点～四ツ谷交点		

小諸市国民保護計画新旧対照表

			平原R18号交点～佐久市境				平原R18号交点～佐久市境
主要地方道	小諸上田線		田町R18号交点～東御町境	主要地方道	小諸上田線		田町R18号交点～東御町境
	佐久小諸線		御幸町R141号交点～佐久市境		佐久小諸線		御幸町R141号交点～佐久市境
	諏訪白樺湖小諸線		<u>古城交差点～南町弁慶橋</u>		諏訪白樺湖小諸線		<u>馬瀬口小諸線交点～本町R141号交点</u>
	<u>浅間サンライン(小諸軽井沢線)</u>		<u>御代田町境～東御市境</u>		(追加)		(追加)
一般県道	八幡小諸線		懐古園入口交差点～古城交差点	一般県道	八幡小諸線		懐古園入口交差点～古城交差点
	立科小諸線		布引大橋～諏訪山入口		立科小諸線		布引大橋～諏訪山入口
	借宿小諸線		四ツ谷交点～三岡交点		借宿小諸線		四ツ谷交点～三岡交点
	<u>耳取三岡停車場線</u>		佐久小諸線交点～小諸中込線交点		<u>小諸中込線</u>		佐久小諸線交点～小諸中込線交点
	峰の茶屋小諸線		浅間サンライン交点～ <u>信州青少年の家赤坂交点～荒町交点</u>		峰の茶屋小諸線		浅間サンライン交点～ <u>旧小諸青年の家</u> (追加)
	菱野筒井線		<u>諏訪白樺湖</u> 小諸線交点～平林R18号交点		菱野筒井線		<u>県道馬瀬口</u> 小諸線交点～平林R18号交点
市道	(削除)		(削除)	市道	<u>浅間サンライン(0104号線)</u>		<u>御代田町境～滝原交差点</u>
	チェリーパークライン(0106号線)		車坂峠～坂の上南R18号交点		チェリーパークライン(0106号線)		車坂峠～坂の上南R18号交点

小諸市国民保護計画新旧対照表

	グリーンロード(0114号線)	平原R18号交点～浅間サンライン交点		グリーンロード(0114号線)	平原R18号交点～浅間サンライン交点
	千曲ビューライン(0141・0136号線)	涌玉川橋北R141号交点～東御市境		千曲ビューライン(0136号線)	涌玉川橋北R141号交点～東御市境
	市道0128号線	R18号交点～布引大橋		市道0128号線	R18号線交点～布引大橋
	<u>インターアクセス線(市道0135号線)</u>	小諸上田線交点～諏訪白樺湖小諸線交点		市道0135号線	小諸上田線交点～諏訪白樺湖小諸線交点
	市道0146号線	三岡交点～佐久市境		市道0146号線	三岡交点～佐久市境
	(削除)	(削除)		<u>市道0112号線</u>	<u>古城交点～南町黒橋</u>
	市道0113号線	南町 <u>弁慶橋</u> ～佐久小諸線交点		市道0113号線	南町 <u>黒橋</u> ～佐久小諸線交点
	<u>市道1015号線</u>	<u>諏訪白樺湖小諸線交点～峰の茶屋小諸線交点</u>		(追加)	(追加)
	<u>市道1077号線</u>	<u>R141号交点～市道0150号線交点</u>		(追加)	(追加)
	市道0126号線	<u>市道0113号線</u> 交点～八幡小諸線交点		市道0126号線	<u>佐久小諸線</u> 交点～八幡小諸線交点
	市道0145号線	R141号交点～ <u>菱野筒井</u> 線交点		市道0145号線	R141号交点～ <u>諏訪白樺湖小諸線</u> 交点
	市道0220号線	佐久小諸線交点～総合体育館入口交差点		市道0220号線	佐久小諸線交点～総合体育館入口交差点
	市道0238号線	R141号交点～佐久市境		市道0238号線	R141号交点～佐久市境
	市道1717号線	浅間山荘～チェリーパークライン交点		市道1717号線	浅間山荘～チェリーパークライン交点

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">市道 2345 号線</td> <td style="width: 50%;">R 141 号交点～馬瀬口小諸線 交点</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">市道 0150 号線</td> <td style="color: red;">菱野筒井線交点～馬瀬口小諸線 線交点</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">市道 0124 号線</td> <td style="color: red;">R 141 号交点から R 18 号交点</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">市道 0233 号線</td> <td style="color: red;">市道 0113 号線交点～市道 0126 号線交点</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	市道 2345 号線	R 141 号交点～馬瀬口小諸線 交点	市道 0150 号線	菱野筒井線交点～馬瀬口小諸線 線交点	市道 0124 号線	R 141 号交点から R 18 号交点	市道 0233 号線	市道 0113 号線交点～市道 0126 号線交点	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">市道 2345 号線</td> <td style="width: 50%;">R 141 号交点～馬瀬口小諸線 交点</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">(追加)</td> <td style="color: red;">(追加)</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">(追加)</td> <td style="color: red;">(追加)</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">(追加)</td> <td style="color: red;">(追加)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	市道 2345 号線	R 141 号交点～馬瀬口小諸線 交点	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	
市道 2345 号線	R 141 号交点～馬瀬口小諸線 交点																		
市道 0150 号線	菱野筒井線交点～馬瀬口小諸線 線交点																		
市道 0124 号線	R 141 号交点から R 18 号交点																		
市道 0233 号線	市道 0113 号線交点～市道 0126 号線交点																		
市道 2345 号線	R 141 号交点～馬瀬口小諸線 交点																		
(追加)	(追加)																		
(追加)	(追加)																		
(追加)	(追加)																		
17 ページ 第 2 編第 1 章第 1-1	<p>市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。各部局が実施する業務については、資料編を参照。</p> <p style="color: red;">(削除)</p>	<p>市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。各部局が実施する業務については、別に定める。</p> <p style="color: red;">【各部局が実施する平素の業務一覧表】・・・資料編参照</p>	記載場所の変更																
17 ページ 第 2 編第 1 章第 1-2 (3)	<p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">体 制</th> <th style="width: 50%;">参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①警戒体制</td> <td style="color: red;">危機管理課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態警戒本部等設置体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	①警戒体制	危機管理課職員が参集	②緊急事態警戒本部等設置体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁等に参集	<p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">体 制</th> <th style="width: 50%;">参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①警戒体制</td> <td style="color: red;">総務課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態警戒本部等設置体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	①警戒体制	総務課職員が参集	②緊急事態警戒本部等設置体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁等に参集	時点修正
体 制	参 集 基 準																		
①警戒体制	危機管理課職員が参集																		
②緊急事態警戒本部等設置体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																		
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁等に参集																		
体 制	参 集 基 準																		
①警戒体制	総務課職員が参集																		
②緊急事態警戒本部等設置体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																		
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁等に参集																		

小諸市国民保護計画新旧対照表

	(略)	(略)																	
18 ページ 第 2 編第 1 章第 1-2 (5)	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策部長の代替職員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">代替職員 (第 1 順位)</th> <th style="width: 25%;">代替職員 (第 2 順位)</th> <th style="width: 25%;">代替職員 (第 3 順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長 (市長)</td> <td>副 市 長</td> <td>教 育 長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>副本部長 (副市長)</td> <td>教 育 長</td> <td>総務部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対策部長</td> <td colspan="3">対策班長、若しくは対策副班長</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	代替職員 (第 1 順位)	代替職員 (第 2 順位)	代替職員 (第 3 順位)	本部長 (市長)	副 市 長	教 育 長	総務部長	副本部長 (副市長)	教 育 長	総務部長		対策部長	対策班長、若しくは対策副班長			<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p style="text-align: center;">(表の追加)</p>	災害時における代替順位を当該計画に明示
名 称	代替職員 (第 1 順位)	代替職員 (第 2 順位)	代替職員 (第 3 順位)																
本部長 (市長)	副 市 長	教 育 長	総務部長																
副本部長 (副市長)	教 育 長	総務部長																	
対策部長	対策班長、若しくは対策副班長																		
19 ページ 第 2 編第 1 章第 1-4	<p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <p style="text-align: center;"><u>(※表中の「法」はすべて国民保護法を示す)</u></p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>	<p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>	字句修正																
22 ページ 第 2 編第 1 章第 2-4	<p>(3) 関係機関との協定の締結等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;"><u>関係機関との協定については、資料編を参照。</u></p>	<p>(3) 関係機関との協定の締結等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	字句修正																

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p>24 ページ 第2編第1章第4-2</p>	<p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、十分な協議の上、民生委員や社会福祉協議会、国際交流団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、十分な協議の上、民生委員や社会福祉協議会、国際交流団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、市は、国が緊急時の警報伝達等のために整備した「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」の整備状況を踏まえて、必要なシステム及び機器の整備を図るよう検討する。</u></p>	<p>時点修正</p>
<p>25 ページ 第2編第1章第4-3</p>	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の<u>収集及び報告</u>の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、<u>原則として、安否情報システムを用いて</u>県に報告する。</p>	<p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号<u>又は様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号</u>の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</p>	<p>字句修正</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

26 ページ 第2編第1章第4-4 (1)	(略) 年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報) <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 令和 年 月 日 時 分 小 諸 市 </div> 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域) (1) 発生日時 令和 年 月 日 (2) 発生場所 小諸市〇〇A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度) 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要 3 人的・物的被害状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村名</th> <th colspan="4">人的被害</th> <th colspan="2">住家被害</th> <th rowspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死者</th> <th rowspan="2">行方不明者</th> <th colspan="2">負傷者</th> <th rowspan="2">全壊</th> <th rowspan="2">半壊</th> </tr> <tr> <th>重傷</th> <th>軽傷</th> </tr> <tr> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(棟)</th> <th>(棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>年月日</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>概 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	市町村名	人的被害				住家被害		その他	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	重傷	軽傷	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																	市町村名	年月日	性別	年齢	概 況											(略) 年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報) <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 平成 年 月 日 時 分 小 諸 市 </div> 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域) (1) 発生日時 平成 年 月 日 (2) 発生場所 小諸市〇〇A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度) 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要 3 人的・物的被害状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村名</th> <th colspan="4">人的被害</th> <th colspan="2">住家被害</th> <th rowspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死者</th> <th rowspan="2">行方不明者</th> <th colspan="2">負傷者</th> <th rowspan="2">全壊</th> <th rowspan="2">半壊</th> </tr> <tr> <th>重傷</th> <th>軽傷</th> </tr> <tr> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(棟)</th> <th>(棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>年月日</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>概 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	市町村名	人的被害				住家被害		その他	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	重傷	軽傷	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																	市町村名	年月日	性別	年齢	概 況											時点修正
市町村名	人的被害				住家被害		その他																																																																																																						
	死者		行方不明者	負傷者		全壊		半壊																																																																																																					
		重傷		軽傷																																																																																																									
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																																																																																								
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																																																																																																									
市町村名	人的被害				住家被害		その他																																																																																																						
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊																																																																																																							
			重傷	軽傷																																																																																																									
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																																																																																								
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																																																																																																									

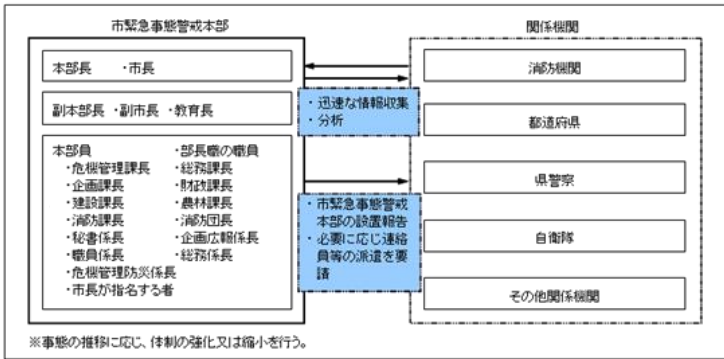
小諸市国民保護計画新旧対照表

<p>27 ページ 第2編第1 章第5-2</p>	<p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>
<p>27 ページから 28 ページ 第2編第1 章第5-2</p>	<p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p>	<p>(2) 訓練の形態及び項目</p> <p>(略)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p>	<p>字句修正</p>
<p>28 ページ 第2編第1 章第5-2</p>	<p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>カ</u> (略)</p>	<p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>④</u> (略)</p> <p><u>⑤</u> (略)</p> <p><u>⑥</u> (略)</p>	<p>字句修正</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p>29 ページ 第2編第2章 1 (1)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の地図及び住宅地図等 ○ 人口分布（人口分布、世帯数、昼夜別人口の統計数値） ○ 道路網のリスト ○ 輸送力のリスト ○ 避難施設のリスト ○ 備蓄物資、<u>調達可能物資</u>のリスト ○ 生活関連等施設等のリスト ○ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、<u>協定</u> ○ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 ○ 消防機関のリスト ○ <u>避難行動要支援者名簿</u> </div>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の地図及び住宅地図等 ○ 人口分布（人口分布、世帯数、昼夜別人口の統計数値） ○ 道路網のリスト ○ 輸送力のリスト ○ 避難施設のリスト ○ 備蓄物資<u>等</u>のリスト ○ 生活関連等施設等のリスト ○ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧 ○ 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 ○ 消防機関のリスト ○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u> </div>	<p>字句修正</p>
<p>29 ページ 第2編第2章 1</p>	<p>(3) 高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>などを活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。<u>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</u></p>	<p>(3) 高齢者、障がい者等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成<u>すること</u>としている<u>避難支援プラン</u>などを活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。</p>	<p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p>31 ページ 第2編第2章5</p>	<p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p>	<p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p>	<p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>
<p>35 ページから36 ページ 第3編第1章1</p>	<p>(1) 緊急事態警戒本部等の設置 <u>ア</u> (略) <u>【市緊急事態警戒本部等の構成等】</u></p>  <p>※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。</p> <p><u>イ</u> 「市緊急事態警戒本部等」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、「市緊急事態警戒本部等」を設置した旨について、県に連絡を行う。</p>	<p>(1) 緊急事態警戒本部等の設置 <u>①</u> (略) (追加) (図の追加)</p> <p><u>②</u> 「市緊急事態警戒本部等」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、「市緊急事態警戒本部等」を設置した旨について、県に連絡を行う。</p>	<p>補足として図を追加 字句修正 時点修正</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

	この場合、「市緊急事態警戒本部等」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。	この場合、「市緊急事態警戒本部等」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。	
38 ページ 第3編第2章1	(1) 市対策本部の設置の手順 (略) <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)	(1) 市対策本部の設置の手順 (略) <u>①</u> (略) <u>②</u> (略) <u>③</u> (略) <u>④</u> (略) <u>⑤</u> (略) <u>⑥</u> (略)	字句修正
39 ページ 第3編第2章1	(3) 市対策本部の組織構成及び機能 <u>ア</u> (略) <u>(ア)</u> (略) <u>(イ)</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>(ア)</u> (略) <u>(イ)</u> (略) <u>ウ</u> (略) <u>(ア)</u> (略) <u>(イ)</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>(ア)</u> (略)	(3) 市対策本部の組織構成及び機能 <u>①</u> (略) <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>②</u> (略) <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>③</u> (略) <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>④</u> (略) <u>ア</u> (略)	字句修正

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> 市対策本部事務局員は、総務部<u>危機管理</u>課職員及び市対策本部長が必要と認める者をもって充てる。</p> <p>(略)</p>	<p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>⑤</u> (略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> 市対策本部事務局員は、総務部<u>総務</u>課職員及び市対策本部長が必要と認める者をもって充てる。</p> <p>(略)</p>	
39 ページから 40 ページ 第 3 編第 2 章 1	<p>(4) 市対策本部における広報等 (略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p>	<p>(4) 市対策本部における広報等 (略)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>④</u> (略)</p>	字句修正
41 ページ」 第 3 編第 2 章 1	<p>(6) 現地調整所の設置 (略)</p> <p><u>ア</u> 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関</p>	<p>(6) 現地調整所の設置 (略)</p> <p><u>①</u> 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関</p>	字句修正

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<p>して、関係機関による連携した活動が行われるように 現地調整所で調整を行うことが考えられる。</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> 現地調整所については、必要と判断した場合には、 市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担 う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対 処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職 員を積極的に参画させることが必要である。このた め、現場に先着した関係機関が先に設置することもあ り得るが、その場合においても、市は、関係機関によ る連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる ことが必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>して、関係機関による連携した活動が行われるように 現地調整所で調整を行うことが考えられる。</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>④</u> 現地調整所については、必要と判断した場合には、 市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担 う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対 処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職 員を積極的に参画させることが必要である。このた め、現場に先着した関係機関が先に設置することもあ り得るが、その場合においても、市は、関係機関によ る連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる ことが必要である。</p> <p>(略)</p>	
<p>41 ページか ら 42 ペー ジ 第 3 編第 2 章 1</p>	<p>(7) 市対策本部長の権限</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p>	<p>(7) 市対策本部長の権限</p> <p>(略)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>④</u> (略)</p> <p><u>⑤</u> (略)</p>	<p>字句修正</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p>43 ページ 第3編第3章 1</p>	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p><u>また、国の現地本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>
<p>44 ページ 第3編第3章 3</p>	<p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p>	<p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p>	<p>字句修正</p>
<p>44 ページ 第3編第3章 4</p>	<p>(1) 他の市町村長等への応援の要求</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p>(2) 県への応援の要求</p> <p>(略)</p> <p>(3) 事務の委託</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p>	<p>(1) 他の市町村長等への応援の要求</p> <p><u>①</u> 略</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p>(2) 県への応援の要求</p> <p>(略)</p> <p>(3) 事務の委託</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p>	<p>字句修正</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p>45 ページ 第3編第3章 6</p>	<p>(1) 他の市町村に対して行う応援等 <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略)</p>	<p>(1) 他の市町村に対して行う応援等 <u>①</u> (略) <u>②</u> (略)</p>	<p>字句修正</p>
<p>47 ページ 第3編第4章 第1-1</p>	<p>(1) 警報の内容の伝達 <u>ア</u> (略) (2) 警報の内容の通知 <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #f4a460;">市長から関係機関への警報の通知・伝達</p> </div> <p>※ 市長は、市のホームページに警報の内容を記載する。 ※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器などを活用して行う。</p>	<p>(1) 警報の内容の伝達 <u>①</u> (略) (2) 警報の内容の通知 <u>①</u> (略) <u>②</u> (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: #f4a460;">市長から関係機関への警報の通知及び伝達</p> </div> <p>※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器などを活用して行う。</p>	<p>字句修正</p>
<p>48 ページ 第3編第4章 第1-2</p>	<p>(1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム(Em-net)</u>、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)</u>等を活用し、<u>地方公共団体に伝達される。</u>市長は、<u>全国瞬時警報シ</u></p>	<p>(1) 警報の内容の<u>伝達方法</u>については、<u>当面の間</u>は、<u>現在</u>市が保有する<u>伝達手段に基づき</u>、原則として以下の要領により<u>行う</u>。</p>	<p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<p><u>テム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p><u>ア</u> （略）</p> <p><u>イ</u> （略）</p> <p> <u>（ア）</u> （略）</p> <p> <u>（イ）</u> （略）</p> <p> （削除）</p> <p><u>（ウ） 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p>	<p><u>①</u> （略）</p> <p><u>②</u> （略）</p> <p><u>ア</u> （略）</p> <p><u>イ</u> （略）</p> <p><u>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u></p> <p><u>なお、警報の内容を瞬時かつ確実に伝達するため、国が整備を進めている全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入を検討する。</u></p> <p>（追加）</p>	<p>変更に伴う変更</p>
<p>48 ページ 第3編第4章第1-2</p>	<p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝</p>	<p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達</p>	<p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<p>達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p>	<p>を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p>	
<p>48 ページ 第3編第4章第1-2</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>
<p>49 ページ 第3編第4章第2-1</p>	<p>(1) 略 (2) 略 (3) 略</p> <p>※ 市長は避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。</p>	<p>① 略 ② 略 ③ 略</p> <p>※ 武力攻撃が迫り、又は既に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村には、特に優先して通知。</p>	<p>字句修正</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p>50 ページから 52 ページ 第 3 編第 4 章第 2-2</p>	<p>(2) 避難実施要領の策定</p> <p><u>ア</u> (略) (略)</p> <p><u>イ</u> (略) (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。</p> <p>(例)</p> <p>集合場所：小諸市〇〇地区の小諸市立××小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則により徒歩により行う。要<u>配慮者</u>については、自動車等の使用を可とする。</p> <p><u>エ</u> (略) (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p>集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、<u>避難行動要支援者</u>への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。</p> <p>(例)</p> <p>集合にあたっては、高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。</p>	<p>(2) 避難実施要領の策定</p> <p><u>①</u> (略) (略)</p> <p><u>②</u> (略) (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p>避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。</p> <p>(例)</p> <p>集合場所：小諸市〇〇地区の小諸市立××小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則により徒歩により行う。要<u>援護者</u>については、自動車等の使用を可とする。</p> <p><u>④</u> (略) (略)</p> <p><u>⑤</u> (略)</p> <p>集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、<u>要避難援護者</u>への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。</p> <p>(例)</p> <p>集合にあたっては、高齢者、障がい者等<u>要避難援護者</u>の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。</p>	<p>字句修正</p> <p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>
--	---	---	--

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p><u>カ</u> (略) (略)</p> <p><u>キ</u> (略) (略)</p> <p><u>ク</u> (略) (略)</p> <p><u>ケ</u> (略) (略)</p> <p><u>コ</u> 避難誘導中の食料等の支援 避難誘導中に避難住民へ、食料、<u>水</u>、<u>医療</u>、<u>情報</u>等を 的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載 する。 (例) 避難誘導員は、○月○日 18:00 に避難住民に対し て、食料、水を供給する。集合場所及び避難施設先にお いては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。</p> <p><u>サ</u> (略) (略)</p> <p><u>シ</u> (略) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>⑥</u> (略) (略)</p> <p><u>⑦</u> (略) (略)</p> <p><u>⑧</u> (略) (略)</p> <p><u>⑨</u> (略) (略)</p> <p><u>⑩</u> 避難誘導中の食料等の支援 避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を 的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載 する。 (例) 避難誘導員は、○月○日 18:00 に避難住民に対し て、食料・水を供給する。集合場所及び避難施設先にお いては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。</p> <p><u>⑪</u> (略) (略)</p> <p><u>⑫</u> (略) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>【市が作成する避難実施要領の参考例】</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><u>避難実施要領 (案)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>長野県小諸市長</u></p> <p style="text-align: center;"><u>○月○日○時現在</u></p> <p><u>1 避難の経路、避難手段その他の避難に方法</u></p> </div>
--	--

小諸市国民保護計画新旧対照表

		<p><u>小諸市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 小諸市〇〇地区の住民は、B市B1地区にあるB市B1地区にあるB市立B1中学校体育館を避難先として、〇月〇日を目途に住民の避難を開始する。</u></p> <p><u>【避難経路及び避難手段】</u></p> <p><u>○避難の手段（バス・鉄道・その他）</u></p> <p><u>バスの場合： 小諸市A1地区の住民は、小諸市立A1小学校グラウンドに集合する。</u></p> <p><u>その際、〇日〇時を目途にできるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。</u></p> <p><u>集合後は、××バス会社の用意したバスにより、国道△△号を利用して、B1市立B1中学校体育館に避難する。</u></p> <p><u>鉄道の場合： 小諸市A1地区の住民は、〇〇鉄道△△線××駅前広場に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号</u></p>
--	--	---

小諸市国民保護計画新旧対照表

		<p style="text-align: center;"><u>又はA A通りを使用すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>集合後は、×日×時×分発</u> <u>B市B 1 駅行きの電車で避難</u> <u>する。B市B 1 駅到着後は、</u> <u>B市職員及び小諸市職員の誘</u> <u>導に従って、主に徒歩でB市</u> <u>立B 1 中学校体育館に避難す</u> <u>る。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>・・・ 以下略 ・・・</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 小諸市A 2 地区の住民は、B市B 2 地区に</u> <u>あるB市立B 2 中学校を避難先として×日×</u> <u>時×分を目途に住民の避難を開始する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>・・・ 以下略 ・・・</u></p> <p><u>2 避難住民の誘導の実施方法</u></p> <p><u>(1) 職員の役割分担</u></p> <p style="text-align: center;"><u>避難住民の避難誘導が円滑に行われるよ</u> <u>う、以下に示す要員及びその責任者等につい</u> <u>て、市職員等の割り振りを行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・住民への周知要員</u> <u>・避難誘導員</u> <u>・市対策本部要員</u> <u>・現地連絡要員</u> <u>・避難所運営要員</u> <u>・水、食料等支援要員 等</u>
--	--	---

小諸市国民保護計画新旧対照表

		<p><u>(2) 残留者の確認</u></p> <p><u>市で指定した避難の実施時間後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認をする。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)</u></p> <p><u>(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導</u></p> <p><u>誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。</u></p> <p><u>また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。</u></p> <p><u>3 その他避難の実施に関し必要な事項</u></p> <p><u>(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。</u></p> <p><u>(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴の底のしっかりとした運動靴を履くようにする。</u></p> <p><u>(3) 避難誘導から離脱してしまった場合など、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>小諸市対策本部 担当 △山○男</u></p> <p><u>電 話 0 2 6 7 - 2 2 - ○ ○ ○ ○ (内線 ○ ○ ○)</u></p>
--	--	--

小諸市国民保護計画新旧対照表

		<u>FAX 0267-22-XXXX</u> <u>・・・ 以下略 ・・・</u>	
52 ページ 第3編第4 章第2-2	<p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>カ</u> 要<u>配慮者</u>の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者名簿</u>、<u>避難行動要支援者</u>支援班の設置)</p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p><u>ク</u> (略)</p> <p><u>ケ</u> (略)</p> <p><u>コ</u> (略)</p>	<p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>(略)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>④</u> (略)</p> <p><u>⑤</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>⑥</u> 要<u>援護者</u>の避難方法の決定 (<u>避難支援プラン</u>、<u>災害時要援護者</u>支援班の設置)</p> <p><u>⑦</u> (略)</p> <p><u>⑧</u> (略)</p> <p><u>⑨</u> (略)</p> <p><u>⑩</u> (略)</p>	<p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p>53 ページ 第 3 編第 4 章第 2-2</p>	<p>(4) 避難実施要領の内容の伝達等 (略)</p> <p style="text-align: center;">市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達</p>	<p>(4) 避難実施要領の内容の伝達等 (略)</p> <p style="text-align: center;">市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達</p>	<p>字句修正</p>
<p>54 ページ 第 3 編第 4 章第 2-3</p>	<p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確</p>	<p>(2) 消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市町村長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認</p>	<p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<p>認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(略)</p>	
<p>55 ページから 56 ページ 第 3 編第 4 章第 2-3</p>	<p><u>(6) 大規模集客施設等における避難</u></p> <p><u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p><u>(7) 高齢者、障がい者等への配慮</u></p> <p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。<u>(「避難行動支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)</u></p> <p><u>(グリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</u></p> <p><u>(8) 残留者等への対応</u></p> <p>(略)</p>	<p>(追加)</p> <p><u>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</u></p> <p>市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p><u>※</u> <u>グリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。</u></p> <p><u>(7) 残留者等への対応</u></p> <p>(略)</p>	<p>字句修正</p> <p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<p><u>(9)</u> 避難所等における安全確保等 (略)</p> <p><u>(10)</u> 動物の保護等に関する配慮 (略)</p> <p><u>(11)</u> 通行禁止措置の周知 (略)</p> <p><u>(12)</u> 県に対する要請等 (略)</p> <p><u>(13)</u> 避難住民の運送の求め等 (略)</p> <p><u>(14)</u> 避難住民の復帰のための措置 (略)</p>	<p><u>(8)</u> 避難所等における安全確保等 (略)</p> <p><u>(9)</u> 動物の保護等に関する配慮 (略)</p> <p><u>(10)</u> 通行禁止措置の周知 (略)</p> <p><u>(11)</u> 県に対する要請等 (略)</p> <p><u>(12)</u> 避難住民の運送の求め等 (略)</p> <p><u>(13)</u> 避難住民の復帰のための措置 (略)</p>	
<p>56 ページか ら 57 ペー ジ 第 3 編第 4 章第 2-4</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、<u>市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を</u></p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 略</p> <p>② 略 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。この</p>	<p>字句修正</p> <p>国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<p><u>とることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</u></p>	<p>ため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	
57 ページから 58 ページ 第 3 編第 4 章第 2-4	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</p> <p><u>(1)</u> 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</p> <p><u>①</u> 略 <u>②</u> 略 <u>③</u> 略</p>	字句修正
59 ページ 第 3 編第 5 章 1	<p>(1) 救援の実施 (略)</p> <p><u>ア</u> 略 <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略 <u>オ</u> 略 <u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略</p>	<p>(1) 救援の実施 (略)</p> <p><u>①</u> 略 <u>②</u> 略 <u>③</u> 略 <u>④</u> 略 <u>⑤</u> 略 <u>⑥</u> 略 <u>⑦</u> 略 <u>⑧</u> 略</p>	字句修正

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<p><u>ケ</u> 略</p> <p><u>コ</u> 略</p>	<p><u>⑨</u> 略</p> <p><u>⑩</u> 略</p>	
60 ページ 第3編第5章3	<p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	時点修正
62 ページ 第3編第6章2	<p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報</u>省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省</u>令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
62 ページから63 ページ	<p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p>	<p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p>	字句修正

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p>第3編第6章3</p>	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	
<p>65 ページから66 ページ</p> <p>第3編第7章第2-1</p>	<p>(1) 退避の指示 (略)</p> <p>【退避の指示 (一例)】</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>【屋内退避の指示について】</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 安全の確保等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(1) 退避の指示 (略)</p> <p>【退避の指示 (一例)】</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>【屋内退避の指示について】</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 安全の確保等</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>字句修正</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p>66 ページから67ページ 第3編第7章第2-2</p>	<p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p>	<p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>④</u> (略)</p>	<p>字句修正</p>
<p>67 ページ 第3編第7章第2-3</p>	<p>(2) 応急公用負担</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p>	<p>(2) 応急公用負担</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p>	<p>字句修正</p>
<p>68 ページから69ページ 第3編第7章第2-4</p>	<p>(8) 安全の確保</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p>	<p>(8) 安全の確保</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>④</u> (略)</p> <p><u>⑤</u> (略)</p>	<p>字句修正</p>
<p>70 ページから71ページ 第3編第7章第3-2</p>	<p>(1) 危険物質等に関する措置命令 (略)</p> <p>※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置</p> <p>【対象】</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p>【措置】</p>	<p>(1) 危険物質等に関する措置命令 (略)</p> <p>※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置</p> <p>【対象】</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p>【措置】</p>	<p>字句修正</p>

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p>	<p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p>	
72 ページから73ページ 第3編第7章第4	<p>(4) 汚染原因に応じた対応 (略)</p> <p><u>ア</u> (略) (略)</p> <p><u>イ</u> (略) (略)</p> <p><u>ウ</u> (略) (略)</p>	<p>(4) 汚染原因に応じた対応 (略)</p> <p><u>①</u> (略) (略)</p> <p><u>②</u> (略) (略)</p> <p><u>③</u> (略) (略)</p>	字句修正
75 ページ 第3編第8章	<p>(1) 被災情報の収集及び報告</p> <p><u>ア</u> (略) (略)</p> <p><u>イ</u> (略) (略)</p> <p><u>ウ</u> (略) (略)</p> <p><u>エ</u> (略) (略)</p>	<p>(1) 被災情報の収集及び報告</p> <p><u>①</u> (略) (略)</p> <p><u>②</u> (略) (略)</p> <p><u>③</u> (略) (略)</p> <p><u>④</u> (略) (略)</p>	字句修正
76 ページ 第3編第9章1	<p>(4) 飲料水衛生確保対策</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p>	<p>(4) 飲料水衛生確保対策</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p>	字句修正

小諸市国民保護計画新旧対照表

	<u>ウ</u> (略)	<u>③</u> (略)	
76 ページから77 ページ 第3編第9章2	<p>(1) 廃棄物処理の特例</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> 市は、<u>ア</u>により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。</p>	<p>(1) 廃棄物処理の特例</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> 市は、<u>①</u>により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。</p>	字句修正
77 ページ 第3編第9章2	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p>	<p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>②</u> (略)</p>	字句修正
80 ページ 第3編11章	<p>(2) 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>(ア)</u> 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う<u>者</u></p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p><u>(エ)</u> (略)</p>	<p>(2) 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(略)</p> <p><u>①</u> (略)</p> <p><u>ア</u> 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う<u>もの</u></p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p>	字句修正

小諸市国民保護計画新旧対照表

<p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>(ア)</u> 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う<u>者</u></p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>(ア)</u> 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護に係る職務を行う<u>者</u></p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p>	<p><u>②</u> (略)</p> <p><u>ア</u> 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う<u>もの</u></p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>③</u> (略)</p> <p><u>ア</u> 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護に係る職務を行う<u>もの</u></p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p>	
---	---	--